後期高齢者医療制度の改善を求めることに関する意見書

平成18年6月の医療制度改革関連法の成立により、本年4月から、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されました。この制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある者が加入する独立した医療制度で、都道府県ごとに設置したすべての市町村が加入する広域連合が運営を行っています。

この制度の導入にあたって、既に一定の激変緩和措置が設けられたものの、被用者保険の被扶養者であった高齢者に新たな負担が生じることや、低所得者への配慮に欠けるのではないかといったことなど、高齢者の不安が指摘されています。

また、導入から2カ月以上が経過し、全国各地で事前の制度の周知不足や準備の遅れなどにより、被保険者証の未着や保険料の徴収ミス、さらには年金からの保険料天引きをめぐるトラブルが相次いでおり、混乱がこれ以上広がれば、制度は信頼を失い、医療不安につながる恐れもあります。国は制度の意義を十二分に理解してもらうと同時に、医療に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、保険料負担の増減を含め、導入後の実態を十分に把握、検証し、問題点があるとすればそれを明らかにした上で、すべての高齢者が安心して医療を受けることができる持続可能な医療制度に改善するため、必要な措置を講じるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月27日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣